

## 平成28年度第5回国立市男女平等推進市民委員会議事要旨

1. 日時：平成29年1月19日（木）19：00～21：00

2. 場所：国立市役所1階東臨時事務室

3. 出席者：委員10名 欠席なし

出席：越智委員、池田委員、五十嵐委員、至田委員、高橋委員、谷川委員、中島委員、宮原委員、ムン委員、  
吉井委員  
事務局4名

4. 議事

(1) (仮称)男女平等・男女共同参画推進条例案の検討

5. 意見要旨

○事務局：条例案の検討について、前回から訂正した内容について説明を行いたい。

前文については、「日本国憲法が保障する個人の尊重と平等の理念の下」「性別を理由とした人権侵害や暴力は今なお根強く存在しており、多くの課題が残されている」「性別に捉われず、互いの多様な価値観と生き方を認め合う社会を築くためには」「自分らしく生きること」等の文言を追加して整理した。

目的については、「その」「自分らしく生きる」を追加して、「この条例は、男女平等参画に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者等、教育関係者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、男女平等参画に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もってすべての人が、性別による差別的な取扱いや暴力を受けることなく、その個性と能力を十分に発揮して自分らしく生きることができる男女平等参画社会を実現することを目的とする。」とした。

行政の責務は、「男女平等参画社会を推進する」の部分で「社会を実現するための」に変更した。市民の責務は、「協力するよう」を「共に実現する」に変更し、「市民は、市が実現する男女平等参画の推進に関する施策に協力し、共に実現するよう努めるものとする。」として、協力関係を強調する形にした。

禁止事項及び公表される情報への配慮については、「流通」「当たる表現」「十分」の文言を追加して、「何人も、情報の発信及び流通に当たっては、前項に規定する人権侵害に当たる表現又は固定的な役割分担の意識を助長し、又は是正させる表現を用いよう十分に配慮しなければならない。」とした。以上までが前回からの変更点になる。

○委員：用語定義の「性的指向」と「性自認」について、具体的に説明するために男性、女性、中間、そうでない等の表現を使用しているのは理解できるが、結局カテゴリーだけが増えたように感じる。具体的なわかりやすさを追求するとしても、別の表現がないか気になる。

○委員：確かに1～2行程度の言葉で性的指向と性自認を表現することは難しい。

○委員：用語定義に「性別」が設けられているが、「性別」とは生物学的には男性と女性で表され、それとは別に社会的、文化的につくり上げられた性別はジェンダーと定義されている。性別とジェンダーとは意味合いが全く違うものだと考えている。

○委員：今の意見は、性的指向や性自認を含む多様な性のあり方の部分を削除という提案になるのか。

- 委員：性別を削除するのではなく、性別の定義をホルモンの分泌率によって男性、女性、中性等とすることだ。
- 委員：それはオリンピックの国際的な定義ではないか。
- 委員：性別について、どの定義を使用するか突き詰めると複雑になるので、基本的にはごく一般的に生活するなかで最低限の折り合いが付き、共通に理解が可能な範囲にとどめるのがいいと思う。しかしながら、男性と女性に分けられない人、異性愛ではない人等がいることへの理解が必要になる。
- 事務局：「性別」を定義することは難しく、「性別」の用語定義は削除することも検討したい。性別の分けられない連続性について言葉で表す方法について再度検討したい。
- 委員：「など」や「等」で工夫するのはわかるが、そこを違ったかたちで表現できるとより伝わると思う。
- 事務局：多様な性の表し方については、用語定義に「性別」を設ける形ではなく、「男女平等参画」の説明文のなかで表していくこともできるかもしれない。改めて検討していきたい。
- 事務局：続いて、基本的施策1の「計画策定及び年次報告」についての検討に入りたい。事務局提案としては、  
(1)「市は、男女平等参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下『推進計画』という。）を策定し、これを公表するものとする。」(2)「市は、推進計画の策定に当たっては、あらかじめ第○条に規定する国立市男女平等参画推進市民委員会の意見を聴くとともに、市民等の意見を反映させるよう努めるものとする。」(3)「市は、原則として、毎年一回推進計画に基づく男女平等参画に関する施策の実施状況を公表するものとする。」の3点である。
- 委員：他市では、市は「審議会の意見を聞かなければならない」と語感が強いところもあるが、「努めなければならぬ」のほうが前向きな印象がする。
- 委員：今の意見を反映して、それぞれの語尾を(1)「公表しなければならぬ」(2)「努めなければならぬ」(3)「公表しなければならぬ」に変更してはどうか。
- 委員：3つ全てではなく、特に(2)を強めたほうがいいと思う。
- 事務局：他市の条例では趣旨に合わせて語尾が変えられており、自治体によって様々である。どこに重点を置いてアピールしたいか、守る必要性があるか、そのような観点から語尾を決めて差し支えない。
- 委員：統一する必要性がないのであれば、(2)のみ少し強めてはどうか。
- 委員：今の意見の補足になるが、(2)の末尾を「市民等の意見を反映させるよう必要な措置を講じる」にすると、「ねばならぬ」との折衷案になると思う。
- 委員：推進計画を変更する際は、変更という名目で大規模に変更する可能性はあるのか。それとも新たに策定するということになるのか。
- 事務局：現在の推進計画の期間は8ヵ年と定めているが、基本的には事業施策の項目等の内容が変更になることはない。中間年度の見直しの際に変更を加える可能性はある。
- 事務局：続いて、基本的施策2の「普及広報」3「調査研究」4「ポジティブ・アクション（積極的改善措置）」について検討をしたい。事務局提案としては、広報啓発及び調査研究は1つの施策として定め、(1)「市は、市民、事業者等及び教育関係者に対して、男女平等参画についての理解を深めるために必要な広報及び啓発を行うものとする。」(2)「市は、男女平等参画の推進に関して必要な調査研究並びに情報の収集及び提出を行うものとする。」とした。
- ポジティブ・アクションは、「市は、性別による固定的な役割分担の意識があると認める場合又は性別により参画する機会に不均衡があると認める場合にあつては、ポジティブ・アクションを講ずるよう努めるものとする。」とした。市が実施するポジティブ・アクションとして、どのような具体例を想定すればいいかを念頭に条例を検討していきたい。

- 委員：ポジティブ・アクションだが、市は具体的にはどのようなイメージをもっているのか。
- 事務局：想定しているのは、職員採用や管理職の登用、審議会等の女性委員の割合等だが、表記が難しい。
- 委員：実現が難しいことを挙げても条例自体が形骸化してしまう。他市の条例にあるような「市の施策の立案及び決定に」や「行政に」等、市役所の中の範囲を指すことがわかる言葉を使うと現実味が出てくる。
- 委員：広報活動や啓発、調査研究は、市が必要と判断をしたときに行うイメージがあるが、市民と一緒にやっていくものであれば、市民が必要としているもの、求めるものに対しての調査研究が必要なのではないか。また、広報啓発は「広報・啓発」の表記がいいと思う。
- 委員：広報はお知らせ、啓発は教育、普及は浸透させる、そのような意味の違いがあると思う。
- 委員：広報と普及啓発を離すほうがいい。また、積極的改善措置について、他市では女性だけではなく多様な性も対象であることを明記しているところもあるが、女性の格差の解消も合わせて必要である。
- 委員：性別にかかわらず社会に認められていることが大事だと思うので、そこを表現する必要がある。また、広報啓発及び調査研究を「必要な調査」としているが、必要かどうかの判断はどこで行うのか。「必要な」の文言は不要かもしれない。
- 事務局：ご意見があった部分について再検討したい。

続いて、基本的施策5「活動への支援」は、(1)「市は、男女平等参画の推進に関する取組みを行う市民、事業者等に対し、必要な支援を行うものとする。」(2)「市は、学校教育、生涯学習、その他のあらゆる教育の機会において、男女平等参画社会を支える意識の形成を図るために必要な支援を行うものとする。」とした。基本的施策6「災害・復興対策」は、(1)「市は、防災及び災害復興への対策においては、男女平等参画の視点を取り入れた施策の推進及び被災者支援を行うよう努めるものとする。」とした。基本的施策7「拠点施設」については、(1)「市は、男女平等参画の推進を図るための拠点施設の整備に努めるものとする。」としている。この部分の内容について検討をお願いしたい。

- 委員：復興や災害対策は目に見える形でわかるが、事前対策、例えばマニュアルを作る等はしているのだろうか、また、被災地でのペットの扱いについて、学校教育・生涯学習でのプログラムの整備が必要だと思う。
- 委員：ペットについては避難所運営マニュアルの範囲で定められる。避難所運営方法は、行政と市民の方々とで共に作るもので、具体的な運営マニュアルが整備され措置がなされている。
- 委員：LGBTへの防災や災害復興に関する配慮は、この条例に定めるにほかならないと思う。
- 委員：ポジティブ・アクション(1)を参考にして流用するのもいいかもしれない。
- 事務局：基本的施策について、施策の個々に「性的指向、性自認を対象とする」といった文言を繰り返し入れるのではなく、条例全体が「性的指向」「性自認」等の性の多様性を含むように整理ができないか検討したい。また、特に困難な複合差別に関しての施策が必要かと考えたので、施策8として複合差別を入れてよいか、委員会でご検討いただきたい。

- 委員：複合差別への施策を入れることは、素晴らしいと思う。
- 事務局：次に、推進体制の「推進委員会」について検討いただきたい。事務局提案としては、設置について「男女平等参画を推進するため、市長の附属機関として、国立市男女平等推進市民委員会（以下『委員会』という。）を設置する」とした。また、所握事項として「(1) 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。1. 市における男女平等の推進に関すること。2. 推進計画の進捗状況に関すること。3. その他、男女平等を推進する施策に関し市長が必要と認める事項。(2) 委員会は、男女平等参画の推進に関し、必要と認める事項について調査、研究を行い、市長に意見を述べることができる。(3) 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規定で定める。」とした。推進委員会の名称や規定なども今回の機会に見直す

ことが可能であるため、ご意見をいただきたい。

○委員：市民が読む際には大切なことだけが書いてあることが理想的、細かいことは規則で定めた方がいい。

○委員：事務局提案について異論はない。

○事務局：最後に、推進体制「苦情申立て等」についてだが、前回から訂正を加えて、(1)「市民等は、市が実施する男女平等参画に関する施策又は男女平等参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する苦情又は相談があるときは、その旨を市長に申し出ることができる。」(2)「市長は、前項の規定による苦情又は相談の申出について、必要に応じて第〇条に規定する国立市男女平等推進市民委員会の意見を聴いて、必要な措置を講ずるものとする。」(3)「市長は、第1項に規定する苦情等の申出に対し、当該苦情を申し出た者に係る情報を保護するとともに、公平かつ適切に行うものとする。」としている。

○委員：(3)の文章の表現は、主語と述語の流れが分かりにくい。

○委員：(1)は解釈が難しいが、この条例では苦情処理委員会のような機関を設けないことには賛成である。

○委員：少し文章が長いので短くまとめてもいいかもしれない。

○事務局：もう少し短くわかりやすい形にまとめ、次回提案させていただきたい。